

相続時精算課税制度と相続税法改正

・相続時精算課税制度の概要

一定の贈与について相続時精算課税制度を選択した場合には、2,500万円までは贈与税が課税されず、超えた場合でも一律20%の課税で済むという制度。

相続時には相続時精算課税贈与は相続財産に加算され、相続税が算定されるが、その評価額は贈与時の評価額が適用される。従って、相続時の評価額が贈与時の評価額より上がれば、納税者が有利となるが、逆に下がれば不利となる。

ただし、生前贈与が行いやすくなった点にメリットがある。

・適用時期

平成15年1月1日以後の贈与から適用される。

・相続時精算課税制度の具体的な内容

1. 適用要件

贈与者（特定贈与者）・・・贈与年の1月1日に65歳以上であること

受贈者（相続時精算課税適用者）・・・

ア） 贈与者の直系卑属である推定相続人であること

イ） 贈与年の1月1日に20歳以上であること

ウ） 相続時精算課税制度選択の届出書を翌年の2月1日～3月15日の間に贈与税申告書とともに税務署に提出すること（届出書は初回のみ）

2. 効果

相続時精算課税贈与の累計額が2,500万円に達するまでは贈与税は課税されない。

この2,500万円の非課税枠は特定贈与者毎に設定される。従って、父母別々に贈与があった場合は、最大5,000万円までは課税されない。

「相続時精算課税適用届出書」は撤回できず、その後の全ての贈与について適用される。

3. 相続時の措置

相続時精算課税贈与された財産評価額は相続財産に加算され、相続税額が算定される。

算定方法は通常の相続税と同様である。

相続税の納付金額（又は還付金額）＝相続税額－相続時精算課税制度適用の贈与税額となる。

・従来^①の贈与税（暦年課税）

従来^①の贈与税（暦年課税）は併存する。

従って、相続時精算課税制度を選択しない場合には、従来^①の贈与税が適用される。

（暦年の贈与額－110万円）×税率＝贈与税 となる。

・住宅資金贈与の特例

1．内容

贈与者の年齢とは関係なく、親から子への住宅資金贈与について相続時精算課税制度が選択でき、かつ、通常^②の非課税枠2,500万円に1,000万円が上乗せされ、3,500万円までは贈与税が課税されない特例制度。

2．適用時期

平成15年1月1日から平成17年12月31日までの住宅資金贈与に適用

3．適用要件

受贈者（相続時精算課税適用者）・・・

ア） 贈与者の直系卑属である推定相続人であること

イ） 贈与年の1月1日に20歳以上であること

ウ） 相続時精算課税制度選択の届出書を翌年の2月1日～3月15日の間に贈与税申告書とともに税務署に提出すること（届出書は初回のみ）

4．効果

相続時精算課税と同様、特定贈与者毎に非課税枠の適用がある。

住宅資金贈与用として非課税枠が1,000万円拡大される。

「相続時精算課税制度選択届出書」を提出した後は、贈与税暦年課税は選択できない。